

インダストリアルツーリズム 促進事業補助金

埼玉県では県内における産業観光を促進するため、工場見学や体験の受入の環境整備をする県内事業者等に対して補助を行います。

主な補助金メニュー

多言語化パンフレット、
ホームページ等の作成

敷地内の案内板・展示
解説等の多言語化

無料公衆無線LANの
導入・改善

期 間

令和3年6月1日(火)～
令和3年11月30日(火)

補助率・上限額

- ◇補助率
経費の2分の1以内
- ◇上限額
 - 県内事業者
上限50万円
 - 主に複数の県内事業者か
らなる団体
上限200万円

詳細は裏面をご覧ください

お問い合わせ

埼玉県産業労働部観光課インバウンド担当

TEL.048-830-3953 FAX.048-830-4819

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0806/20210601.html>

インダストリアルツーリズム促進事業 補助金について

1 募集期間

令和3年6月1日(火)～ 令和3年11月30日(火)

- ※予算の範囲内で補助するため、応募団体数等により補助できない場合があります。
- ※上記の期間中に申請いただいたものから順次審査を行い、補助金の交付決定をします。そのため、予算額に達した時点で募集を終了させていただきます(先着順)

2 補助対象者

- (1) 県内事業者
- (2) 主に複数の県内事業者からなる団体
(埼玉県内に工場・体験施設等を有する者)

3 対象事業

外国人旅行者等の工場見学や体験の受入環境を整備する事業

- (1) 多言語化パンフレット、ホームページ等の広報物(有料配布のものを除く。)作成
- (2) 多言語音声ガイドの機器の導入・更新
- (3) 敷地内の案内板・展示解説等の多言語化
- (4) 多言語対応可能な職員及び案内ボランティアの育成
- (5) 多言語表示のデジタルサイネージの導入・改善
- (6) 通訳アプリの導入・改善
- (7) 見学や体験の際の通訳の配置
- (8) 無料公衆無線LANの導入・改善
- (9) その他、知事が特に必要と認める経費

ただし、(8)無料公衆無線LANの導入・改善については、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

4 補助率・上限額

補助率: 上記3に係る経費の2分の1以内

上限額: 県内事業者の場合 上限50万円
主に複数の県内事業者からなる団体の場合 上限200万円

5 申請の流れ

月	事業者	県
7月7日～ 11月30日まで受付	事業計画書提出	
計画書提出後		内示
内示後	補助金交付申請書提出	補助金交付決定
交付決定後	2月4日までの期間内で事業が完了し、かつ、 事業に関する支払の完了	
事業完了後	事業完了後30日以内の実績報告書を提出	補助金額の確定
補助金額確定後	補助金請求書の提出	補助金の精算・支払